

株主各位

東京都千代田区内神田一丁目13番1号
株式会社すららネット
代表取締役 湯野川 孝彦

第11期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、弊社第11期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますことをここにご通知いたします。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2019年3月27日（水曜日）午後6時30分までに到着するようにご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 開催日時：2019年3月28日（木曜日） 午前10時30分
（当日は、午前10時より受付を開始いたします。）
2. 場 所：東京都千代田区大手町一丁目9番7号
大手町フィナンシャルシティ サウスタワー3階
（開催場所及び開始時間が昨年と異なりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照の上、お間違えの無いようご注意ください。）
3. 会議の目的事項
報告事項：第11期（2018年1月1日から2018年12月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件
決議事項：第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の設定の件
第5号議案 監査等委員である取締役の報酬等の設定の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトを（<http://surala.jp/ir/stock/meeting.html>）に掲載させていただきます。

第11期 事業報告

(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

1. 株式会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当期におけるわが国の経済は、政府の経済政策や日銀の金融緩和政策等による効果から、企業収益の回復や所得環境の改善の兆しも見え、緩やかな回復基調が持続してまいりました。しかしながら、国際経済における新興国経済の成長鈍化、欧州情勢、米国と中国の経済対立等の景気下振れリスクや北朝鮮の地政学的リスク等を受けて、景気の先行きは依然として不透明な状況で推移いたしました。

わが国の教育業界においては、従来からの少子化の流れの中で、企業間競争が激しさを増しており経営環境は依然厳しい状況で推移しているものの、当社が属するeラーニング学習市場につきましては市場規模が拡大し、昨今のインターネット環境や情報通信技術の向上、スマートフォンやタブレット端末の普及、国策としての教育分野へのICT活用推進等により、今後も顧客層が拡大することが見込まれます。

当社はこのような環境の中、「教育に変革を、子どもたちに生きる力を。」を企業理念として社員全員が共有し、その実現に取り組んでおります。

主要顧客である「学習塾マーケット（学習塾を対象とした販路を指します。）」においては、「低学力の生徒に対する学力向上教材」として強固なポジショニングの認知が進んでいるとともに、当社のサービスを使って独立開業される方や従来より塾を経営されている個人顧客に加え、新たに複数の校舎数や生徒数を有する法人顧客や異業種法人との契約が増加傾向にあり、当期末時点の導入校数は757校（前期末比196校増加）、ID数は15,238ID（前期末比2,057ID増加）となりました。その結果、学習塾マーケットの当期における売上高は547,886千円（前年同期比18.1%の増加）となりました。

次に「学校マーケット（学校を対象とした販路を指します。）」においては、従来の私立学校に加え、通信制高校、大学・公立学校等といった新たな契約先への導入を含めて契約数が堅調に増え、当期末時点の導入校数は154校（前期末比21校増加）、ID課金数（校舎課金を除く。）は25,763ID（前期末比6,851ID増加）となりました。その結果、学校マーケットの当期における売上高は294,139千円（前年同期比27.0%の増加）となりました。

さらに当社では学習塾・学校に続く第3の事業の柱として「個人学習者向けのBtoCマーケット（個人学習者を対象とした販路を指します。）」における事業展開を進めております。発達障がい・学習障がい対応コンテンツの引き合いの増加や

Webマーケティングの活用等によってID数は増加傾向にあり、当期末時点のID数は1,122ID（前期末比528ID増加）となりました。その結果、BtoCマーケットの当期における売上高は82,629千円（前年同期比160.6%の増加）となりました。

また、当社が今後も成長を続けるとともに当社が掲げる企業理念を実現するためには、「海外マーケット（日本国外を対象とした販路を指します。）」の更なる開拓が必要であると考えております。このような中長期的な方針のもと、「海外マーケット」においては、スリランカ、インドネシア及びインドに続き、フィリピンでも現地学校での利用が始まり、当期末時点の海外マーケットにおけるID数は2,248ID（前期末比438ID増加）となりました。

その結果、当社全体の当期における売上高は935,746千円（前年同期比27.9%の増加）となりました。また、当社全体の当期末時点における導入校数は940校（前期末比223校増加）、利用ID数は60,810ID（前期末比9,832ID増加）となりました。

一方、費用につきましては、将来の飛躍に向けた理科・社会や海外版の新コンテンツ・システムに関する設備投資や、当社の認知度を高め契約数を増加させるためのプロモーション活動等に積極的に取り組んでまいりました。その結果、当社全体の当期における売上原価は205,269千円（前年同期比30.1%の増加）、販売費及び一般管理費は528,073千円（前年同期比16.4%の増加）となりました。

以上の結果、当期の営業利益は202,403千円（前年同期比68.1%の増加）、経常利益は223,999千円（前年同期比106.6%の増加）、当期純利益は137,730千円（前年同期比76.2%の増加）となりました。

〈課金対象導入校数の推移及びID数の推移〉

年月	すらら導入校数（校）				すららID数（ID）						
	学習塾	学校	海外	合計	学習塾	学校（注）2.		海外	BtoC	その他	合計
						ID課金	校舎課金				
2018年12月末	757	154	29	940	15,238	25,763	15,782	2,248	1,122	657	60,810

- （注） 1. 上記のすらら導入校数は、月額「サービス利用料」が発生する校舎数を対象に記載しております。なお、「海外」については、契約上月額「サービス利用料」の課金を行っておりますが、参考値として契約校舎数を記載しております。
2. 上記の「学校」のすららID数について、内訳を記載しております。ID課金数は、導入校がすららシステムに登録した生徒ID1つにつき課金されるものを指します。校舎課金数は、導入校が当社に対して1校舎につき固定の利用料金を支払うことで生徒IDを登録することができるものであり、生徒ID1つにつき課金されないものを指します。なお、学校法人との契約において、当社が導入校に対して提供する現在の契約内容は原則としてID課金のみであり、校舎課金は株式会社C&I Holdingsにおける事業運営時に契約された導入校等に対して提供している契約内容であります。

(2) 設備投資の状況

当事業年度における設備投資の総額は、112,642千円となっております。その主なものといたしましては、AWS移設29,180千円、理科16,227千円であります。

(3) 資金調達の状況

新株予約権の行使により、総額8,400千円の資金調達を行いました。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

特記事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

特記事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

特記事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

特記事項はありません。

(8) 財産及び損益の状況

区 分	第8期 (自 2015年 1月1日 至 2015年 12月31日)	第9期 (自 2016年 1月1日 至 2016年 12月31日)	第10期 (自 2017年 1月1日 至 2017年 12月31日)	第11期 (当事業年度) (自 2018年 1月1日 至 2018年 12月31日)
売 上 高 (千円)	497,818	585,790	731,663	935,746
当 期 純 利 益 (千円)	27,241	53,747	78,156	137,730
総 資 産 (千円)	433,016	487,442	845,581	1,027,638
純 資 産 (千円)	299,811	353,558	701,411	847,207
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	24.92	49.17	71.14	109.59

- (注) 1. 表示単位未満は切り捨てております。
2. 当社は、2017年9月12日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っております。当該株式分割が第8期の期首に行われたと仮定して、1株当たり当期純利益を算定しております。

(9) 対処すべき課題

当社では、今後も更に事業を拡大させ、新しい付加価値を創出していく上で、対処すべき課題として以下の項目に取り組んでおります。

① コンテンツ不足の解消

当社は、学習塾マーケットをターゲットとしているために、塾を利用している生徒の多い「国語・算数／数学・英語教科」を中心にコンテンツを拡大してまいりました。そのため、理科・社会等他教科の自社コンテンツについては、現在不足している状況にあります。当社は、これらの課題に対応するため、教育関連企業等と共同し理科コンテンツ等の開発を進めております。また、他社とのコラボレーションにより新サービスを拡大するとともに、当社のシステムに蓄積された生徒の学習ログ等のビッグデータについて教育機関等と共同で研究・分析を行い、商品開発に活かしてまいります。

② 知名度の向上及びユーザー数の拡大

当社が持続的に成長し、競合企業との差別化を図るためには、当社及び当社サービスの知名度を向上させ、新規ユーザーを継続的に獲得し、ユーザー数を拡大していくことが必要不可欠であると認識しております。そのためには、費用対効果を慎重に検討の上、効果的な広告宣伝活動等により当社の知名度を向上させること、また、当社のサービスをより多くのユーザーに利用してもらえよう多種多様なコンテンツを新規開発するとともに、既存のコンテンツの継続的な機能改良を行うことに努めてまいります。

③ BtoCマーケットの開拓

当社は現在学習塾や学校法人等のBtoBtoCマーケットを主な顧客として事業を展開しております。当社が今後より成長していくためには、BtoBtoCマーケットのみではなく新たにBtoCマーケットの開拓が必要であると認識しております。そのためには、効果的なマーケティング活動の検討や当社と事業展開上の相乗効果を生む企業との業務提携等に取り組んでまいります。

④ 海外マーケットの開拓

当社は現在日本国内の顧客を対象として事業を展開しております。当社が今後も成長を続け、また当社が企業ミッションとして掲げる「人生を切り開く力をすべての子どもたちに」を実現するためには、eラーニングサービスの特徴を活かし、当社サービスを海外で積極的に展開することを企図しております。そのためには、スリランカやインドネシア共和国、インド等における現地での事業展開を進めるとともに、海外の日本人向け「すらら」導入塾の展開を更に広げながら海外現地の子どもたちへ「すらら」を提供することを目指してまいります。

⑤ 開発体制の構築

eラーニングコンテンツの技術革新のスピードは、非常に早く、新たなサービスや競合他社が続々と現れることが予想されます。当社が、競合企業とのサービスの差別化、競争優位性の確立を図るためには、迅速な開発体制の構築が不可欠となります。当社は、これらを実現するために、社内開発スタッフの技術向上、最先端の技術動向の調査、ビッグデータを活かした商品開発等に継続的に取り組んでまいります。

⑥ 営業力の強化

当社は小規模組織であることから、少数精鋭の人員体制で運営されており、営業部門は、「すらら」サービスの提供、学習塾や学校法人等に対する各種経営支援により蓄積されたノウハウを活かした企画及び提案により、営業活動を推進してまいりました。今後も、継続的に事業を拡大し、受注の獲得機会を増加させていくためには、営業力の強化、営業人員の早期育成に注力する方針であります。具体的には、既存営業人員の育成と同時に、新たな営業人員の採用を行うこと、また、教育研修制度の拡充、営業ツールやマニュアル等の整備、社内ナレッジ・ノウハウの蓄積等を行うことにより、営業力の強化を図ってまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(10) 主要な事業内容 (2018年12月31日現在)

当社は、環境に左右されず、どのような子どもたちにも最適な「教育の機会」を提供することを目指し、eラーニングによる教育サービスの提供とその運用コンサルティングサービスの提供を行う事業を展開しております。

当社は、主に小学生・中学生・高校生を対象としている学習塾や学校等に対して、オンライン学習教材「すらら」サービスの提供を行っております。また、「すらら」を導入する顧客に対して、「すらら」を活用した教育カリキュラムの提案や独立開業の各種支援、無料勉強会の定期開催等による各種経営支援サービス、他社とのコラボレーションによるコンテンツの提供等を行っております。

「すらら」は、「SuRaLabo」プロジェクトや各教育機関と共同した「すらら」サービス利用者の学習データにおけるビッグデータ分析といった研究成果をサービスにフィードバックすることで、より学習効果の高い教材を目指しております。

当社の教材は、タブレット端末等のスマートデバイスに対応しております。また、海外マーケットにつきましては、独立行政法人国際協力機構(JICA)から採択を受けた各種事業等を契機としてスリランカやインドネシアでの当社のサービスの利用が始まっております。

当社が提供するサービスの内容は以下の通りです。

① 「すらら」サービスの提供

「すらら」サービスとは、小学校低学年から高校生の子どもたちが国語・算数／数学・英語の3教科を、インターネットを通じてコンピューターで学ぶことができる「対話型アニメーション教材」です。スモールステップで理解を助けるレクチャー機能と、理解したことを定着させるドリル機能がセットになっており、子どもたち個々の学力に応じて、学習することが可能となっております。

② 「すらら」を導入する顧客に対する経営支援

学習塾や学校等に対して、すららを現場で活用した教育カリキュラムの提案や成功事例・各種ノウハウの提供等の経営支援サービスを提供しております。また、当社のサービスを使って学習塾を独立開業される方等に対して、物件探索や資金調達・販売促進活動・その他塾経営に必要な情報等を提供する開業支援サービスを提供しております。

③ 他社とのコラボレーションによるコンテンツサービスの提供

当社は「すらら」をはじめとする自社教材に加え、各社とコラボレートしたコンテンツを、当社のシステムであるSuRaLa LMS (Learning Management System) ※1を通じて提供する「プラットフォーム戦略※2」を取っています。

他社コンテンツを弊社のLMS上にて申し込み・受講を可能とすることで、サー

ビスの品揃えを拡充し、顧客満足とユーザーの拡大を目指しております。

当社は、他社とのコラボレーションにより、英会話、理科・社会等のコンテンツを提供しております。

(※1) eラーニングの実施に必要となる、学習教材の配信や成績等を統合して管理するシステムのこと。

(※2) 英会話や理科・社会等といった当社が現在自社コンテンツとして提供していないコンテンツを保有する他社とのコラボレーションにより、当社のLMSをプラットフォームとして、他社提供のコンテンツについても利用可能とすることで、サービスの品揃えを拡大し、さらなる顧客満足とユーザーの拡大を目指す戦略。

(11) 主要な事業所及び使用人の状況（2018年12月31日現在）

① 主要な事業所

本店

東京都千代田区

② 使用人の状況

使用人数	前年度末比増減
32名	5名増

(12) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(13) 主要な借入先及び借入額の状況（2018年12月31日現在）

該当事項はありません。

2. 株式に関する事項（2018年12月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 4, 284, 000株
- ② 発行済株式の総数 1, 266, 700株
- ③ 株主数 1, 369名
- ④ 大株主

株主名	当社への出資状況	
	持株数	持株比率
湯野川 孝彦	234, 000株	18. 47%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	195, 200株	15. 41%
株式会社マイナビ	75, 000株	5. 92%
柿内 美樹	72, 000株	5. 68%
凸版印刷株式会社	62, 000株	4. 89%
野村證券株式会社	51, 467株	4. 06%
野田 豊	42, 100株	3. 32%
株式会社ベネッセホールディングス	36, 000株	2. 84%
野村證券株式会社	25, 333株	2. 00%
株式会社ライブスター証券	25, 000株	1. 97%

（注）持株比率は、自己株式（34株）を控除して計算しております。

3. 新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における当社役員が保有する新株予約権の状況

名称 (発行年月日)	第1回新株予約権 (2013年7月17日割当)
発行決議の日	2013年7月17日
新株予約権の数	61個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 61,000株
役員の保有人数	取締役 2名
新株予約権の発行価格	無償
行使価格	280円
新株予約権を行使することができる期間	2015年7月17日から2023年7月16日まで

(注) 当社は、2017年9月12日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類及び数」及び「行使価格」は調整されております。

(2) 当事業年度中に使用人等に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項（2018年12月31日現在）

（1）取締役及び監査役の状況

会社における地位	氏 名	重要な兼職の状況
代表取締役社長	湯野川 孝 彦	
取締役	柿 内 美 樹	
取締役	丹 羽 教 夫	
取締役（社外役員）	出 口 彰 浩	株式会社eパートナーズ代表取締役 株式会社SRIC代表取締役
監査役（社外役員）	神 成 敦	協立情報通信株式会社監査役
監査役（社外役員）	小 林 洋 光	株式会社西栗倉・森の学校監査役 株式会社トビムシ取締役 上海愛宜食食品貿易有限公司監事 ユニリーバ・ジャパン・ホールディングス株式会社 株式会社eumo監査役
監査役（社外役員）	伊 藤 章 子	ペットゴー株式会社監査役 伊藤章子公認会計士事務所代表

- （注）1. 取締役出口彰浩氏は、社外取締役であります。
2. 監査役神成敦氏、小林洋光氏及び伊藤章子氏は、社外監査役であります。
3. 当社は取締役出口彰浩氏、監査役神成敦氏、小林洋光氏及び伊藤章子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査役神成敦氏及び伊藤章子氏は、株式公開会社等における監査役や公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社と株式会社eパートナーズ、株式会社SRIC、株式会社西栗倉・森の学校、株式会社トビムシ、上海愛宜食食品貿易有限公司、ユニリーバ・ジャパン・ホールディングス株式会社、株式会社eumo、ペットゴー株式会社、伊藤章子公認会計士事務所との間に特別の関係はありません。

（2）事業年度中に辞任した取締役及び監査役

退任時の会社 における地位	氏名	退任時の担当及び 重要な兼職の状況	退任日
取締役	数藤 剛	取締役経営管理グループ長	2018年8月31日
取締役	葉山 勝正	取締役マーケティンググループ長	2018年6月30日
監査役（社外監査役）	江口 耕三	NPO法人いい会社をふやましよう 代表理事 鎌倉ソーシャルグッドキャピタル 株式会社代表取締役 日本環境設計株式会社監査役	2018年3月28日
監査役（社外監査役）	鈴木 正通	—	2018年3月28日

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び社外監査役全員との間で、会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低限度額としております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等の額

区分	支給人員	報酬等の額
取締役 (うち社外取締役)	6名 (1名)	49,756千円 (1,155千円)
監査役 (うち社外監査役)	5名 (5名)	7,664千円 (7,664千円)
合計	11名	57,420千円

(注) 上記には、当期中に退任した取締役2名及び監査役2名(うち社外監査役2名)が含まれております。

5. 社外役員に関する事項(2018年12月31日現在)

(1) 社外役員の主な活動状況

氏名	主な活動状況
出口 彰 浩	当事業年度開催の取締役会の全てに出席し、主に事業会社における取締役等としての豊富な経験を通じて培った専門的知見からの必要な発言を適宜行っております。
神 成 敦	社外監査役就任後に開催の取締役会及び監査役会の全てに出席し、主に事業会社における監査役等としての豊富な経験を通じて培った専門的知見からの必要な発言を適宜行っております。
小林 洋 光	当事業年度開催の取締役会及び監査役会の全てに出席し、主に弁護士や事業会社における取締役、監査役等としての豊富な経験を通じて培った専門的知見からの必要な発言を適宜行っております。
伊 藤 章 子	社外監査役就任後に開催の取締役会及び監査役会の全てに出席し、主に公認会計士としての豊富な経験を通じて培った専門的知見からの必要な発言を適宜行っております。

6. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	14百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意する旨の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

7. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は業務の適正性を確保するための体制として、2016年3月28日の取締役会にて「内部統制システム構築の基本方針」に関する決議を行っており、現在その基本方針に基づき内部統制システムの運用を行っております。

その概要は以下のとおりです。

- a 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (a) 役職員の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するため、「企業理念」や「行動指針」を制定し、役職員はこれを遵守する。
(具体的には、朝礼での各部門の担当役員やマネージャーによる各人への期待事項を踏まえた講話等で企業理念や行動指針の周知徹底を図っております。)
 - (b) 「取締役会規程」を始めとする社内諸規程を制定し、役職員はこれを遵守する。
(具体的には、朝礼での経営管理グループ等による説明等で社内諸規程の周知徹底を図っております。)
 - (c) 経営管理グループをコンプライアンスの統括部署として、役職員に対する適切な教育研修体制を構築し、社外の有識者を招致した研修等を実施する。
(具体的には、毎年「コンプライアンス等の研修」を実施しております。)
 - (d) 役職員の職務執行の適切性を確保するため、代表取締役の命を受けた内部監査担当を専任し、「内部監査規程」に基づき内部監査を実施する。
また、内部監査担当は必要に応じて会計監査人や監査役と情報交換し、効率的な内部監査を実施する。
(具体的には、原則として四半期ごと及び必要に応じて情報交換を実施しております。)
- b 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (a) 取締役会議事録、その他重要な書類等の取締役の職務執行に係る情報の取扱は、「文書管理規程」等の社内規程に基づき、文書又は電磁的媒体に記録し、適切に保存及び管理する。
 - (b) 文書管理部署の経営管理グループは、取締役及び監査役の閲覧請求に対して、何時でもこれら文書を閲覧に供する。

- c 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (a) 取締役会がリスク管理体制を構築する責任と権限を有し、多様なリスクを可能な限り未然に防止し、危機発生時には企業価値の毀損を極小化するための体制を整備する。
 - (b) 取締役会の下に組織横断的リスク状況の監視並びに全社的な対応は経営管理グループが行い、各部門所管業務に付随するリスク管理は各部門の担当部署が行うこととする。
 - (c) 各部門の取締役は、取締役会において担当部門の損益や業務執行の内容を報告し、会社の損益に影響を与え得る重要事項を発見した場合には、代表取締役又は代表取締役が指名する取締役等を責任者とする対策本部を設置し、必要に応じて、弁護士や公認会計士等を含む外部アドバイザーチームを組織し、迅速な対応を行うと共に損害の拡大を防止しこれを最小限に止めるものとする。
- d 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (a) 取締役会を月1回定期的に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催し、迅速かつ適切な意思決定を図る。
 - (b) 取締役会のもとに経営管理ミーティングを設置し、取締役会の意思決定に資するため、取締役会付議事項の事前検討を行うとともに、取締役会で決定した方針及び計画に基づき、取締役会の指示、意思決定を当ミーティングの参加者に伝達する。
 - (c) 取締役会のもとに各部門の担当取締役やマネージャーで構成されたマネジメント会議を設置し、担当部門から報告された多様なリスクを可能な限り未然に防止できるよう検討を行う。また、社長は各部門の担当取締役やマネージャーに経営の現状を説明し、各部門の取締役やマネージャーは担当部門の業務執行状況を報告する。
 - (d) 日常の職務の執行において、取締役会の決定に基づく職務の執行を効率的に行うため、「職務権限規程」等の社内諸規程に基づき、権限の委譲を行い、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り業務を分担する。
- e 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社は子会社を設立していないため、記載事項はありません。

- f 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、その使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役のその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- (a) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、監査役を補助すべき使用人を指名することができる。
 - (b) 監査役が指定する補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査役に委譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けないものとする。
 - (c) 指名された使用人に関する人事異動、人事評価、賞罰等の人事関連事項については、監査役の同意を要するものとする。
- g 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制
- (a) 取締役及び使用人は、監査役の求めに応じて会社の業務執行状況を報告及び必要な情報提供を行う。
 - (b) 報告及び情報提供の主なものは次のとおりとする。
 - イ 重要な社内会議で決議された事項
 - ロ 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
 - ハ 毎月の経営状況として重要な事項
 - ニ 内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項
 - ホ 重大な法令・定款違反
 - ヘ 重要な会計方針、会計基準及びその変更
 - (c) 取締役及び使用人は、法律違反行為を確認したとき等、必要な場合には、非常勤監査役に対して直接情報提供や通報を行うことができる。
- h 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 当社は、監査役へ報告した当社の取締役、監査役及び使用人に対し、通報又は相談したことを理由として不利益な取扱いをすることを禁止し、報告者を保護する。
- i 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 監査役が職務を執行する上で、当社に対し、必要な費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を支払う。

- j その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (a) 監査役は代表取締役と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題について情報・意見交換を行う。
 - (b) 監査役は必要に応じて、重要な社内会議に出席することができる。
 - (c) 監査役は監査法人又は会計監査人と定期的に会合を持ち、情報・意見交換を行うとともに、必要に応じて監査法人又は会計監査人に報告を求める。
- k 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性確保のため、財務報告に係る内部統制基本方針に基づき、財務報告に係る体制を構築し、全社的な統制活動及び各業務プロセスの統制活動を強化し、運用する。
- 1 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその体制
 - (a) 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的な考え方
 - イ 当社の社内規程等に明文の根拠を設け、代表取締役以下組織全員が一丸となって反社会的勢力の排除に取り組む。
 - ロ 反社会的勢力とは取引関係を含めて一切関係を持たない。また、反社会的勢力による不当要求は一切を拒絶する。
 - (b) 反社会的勢力との取引排除に向けた整備状況
 - イ 「反社会的勢力対策規程」において、反社会的勢力に対する基本方針等について明文化し、全職員の行動指針とする。
 - ロ 反社会的勢力の排除を推進するために経営管理グループを統轄管理部署とし、また、不当要求対応の責任者を設置する。
 - ハ 「反社会的勢力対策規程」等の関係規程等を整備し、反社会的勢力排除のための体制構築に取り組む。
 - ニ 取引先等について、反社会的勢力との関係に関して確認を行う。
 - ホ 反社会的勢力の該当有無の確認のため、外部関係機関等から得た反社会的勢力情報の収集に取り組む。
 - ヘ 反社会的勢力からの不当要求に備え、平素から警察、全国暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関と密接な連携関係を構築する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、取締役会にて決議された「内部統制システム構築の基本方針」に基づき、業務の適正を確保するための内部統制システムの運用を行っております。

当社全体の効率的かつコンプライアンスを遵守した経営の推進を目的として、「取締役会規程」及び「職務権限規程」等の業務執行に関する権限と責任を定めた規程類を整備するとともに、内部監査や当社の役職員を対象とするコンプライアンス研修等を実施し、「企業理念」や「行動指針」の浸透定着を図っております。

また、取締役会及び経営管理グループは組織横断的なリスク状況の監視並びに全社的な対応を行っており、当社全体のリスク管理体制を構築しております。

加えて、監査役監査の実効性確保を目的として、監査役及び監査役会の職務と監査体制を定めた「監査役監査基準」及び「監査役会規程」等の規程類を整備しております。

「内部統制システム構築に関する基本方針」の取組結果については、取締役会において経営管理グループ担当役員である経営管理グループ長により報告され、適切に運用されていることを確認しております。

(3) その他運用状況の現況に関する重要な事項

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼす可能性が高く、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。したがって、当事業年度末日時点において当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断いたしました。

当社は下記の項目に起因して、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成するための決算・財務報告プロセスに係る内部統制の整備及び運用が不十分であったため、当事業年度末の財務諸表に関連して、会計監査人である太陽有限責任監査法人より次の指摘を受けました。

- ・ 経理実務担当者の退職により、適切な経理・決算業務のために必要かつ十分な知識を有した社内人材が不足していること。
- ・ 経理実務担当者の退職により、適切な相互チェック・承認体制を整備するに足る人員が不足していること。

当社は、経理実務担当者5名から退職の申し出を受けた後、直ちに5名の新規雇用により、決算・財務報告プロセスに係る内部統制の整備及び運用を適正にするために必要な人員体制の確保を行いました。当事業年度末までに是正されなかった理由は、経理・決算業務の引き継ぎが十分な時間をもって適切に行われず、外部の専門家に支援を依頼することで会計処理を適切に実施いたしましたが、適切な社内の人材により財務報告の体制を構築することができなかったためであり

ます。

当社は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用の重要性を認識しており、決算・財務報告プロセスの見直し、経理部門への人材教育を強化するとともに、外部の専門家等の活用も含め、決算・財務報告プロセスを再構築し、翌事業年度においては、適切な内部統制を整備し運用を図る方針です。また、経理・決算業務のために必要かつ十分な知識を有した人材を、今後３ヶ月以内を目途として採用する予定であります。

なお、会計監査人より指摘を受けた重要な修正はすべて財務諸表に反映しており、これによる財務諸表監査に及ぼす影響はありません。

貸 借 対 照 表

(2018年12月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
【流動資産】		【流動負債】	
現金及び預金	613,181	未払金	47,849
売掛金	111,785	未払費用	7,042
前払費用	14,225	未払法人税等	53,172
繰延税金資産	6,888	未払消費税等	22,885
その他	750	前受金	39,803
貸倒引当金	△3,765	預り金	4,348
流動資産合計	743,065	賞与引当金	5,325
【固定資産】		その他	2
(有形固定資産)		流動負債合計	180,430
建物附属設備（純額）	772	負債合計	180,430
工具器具備品（純額）	496	純資産の部	
有形固定資産合計	1,268	【株主資本】	
(無形固定資産)		資本金	276,998
ソフトウェア	213,811	【資本剰余金】	
ソフトウェア仮勘定	43,589	資本準備金	273,998
無形固定資産合計	257,401	資本剰余金合計	273,998
(投資その他の資産)		【利益剰余金】	
長期未収入金	2,155	(その他利益剰余金)	
差入保証金	15,587	繰越利益剰余金	296,545
繰延税金資産	10,240	利益剰余金合計	296,545
その他	76	自己株式	△333
貸倒引当金	△2,155	株主資本合計	847,207
投資その他の資産合計	25,903	純資産合計	847,207
固定資産合計	284,573	負債純資産合計	1,027,638
資産合計	1,027,638		

損 益 計 算 書

(自 2018年 1 月 1 日 至 2018年12月31日)

(単位：千円)

科目	金額	
【売上高】		935,746
【売上原価】		205,269
売上総利益		730,476
【販売費及び一般管理費】		528,073
営業利益		202,403
【営業外収益】		
受取利息	9	
貸倒引当金戻入額	927	
違約金収入	856	
講演料等収入	163	
受取精算金	18,245	
その他	1,591	21,794
【営業外費用】		
支払利息	1	
為替差損	132	
株式交付費	65	198
経常利益		223,999
【特別損失】		
減損損失	30,809	30,809
税引前当期純利益		193,189
法人税、住民税及び事業税	65,288	
法人税等調整額	△9,829	55,459
当期純利益		137,730

株主資本等変動計算書

(自 2018年 1 月 1 日 至 2018年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	272, 798	269, 798	269, 798	158, 815	158, 815
当期変動額					
新株の発行（新株予約権の行使）	4, 200	4, 200	4, 200		
自己株式の取得					
当期純利益				137, 730	137, 730
当期変動額合計	4, 200	4, 200	4, 200	137, 730	137, 730
当期末残高	276, 998	273, 998	273, 998	296, 545	296, 545

	株主資本		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	
当期首残高	－	701, 411	701, 411
当期変動額			
新株の発行（新株予約権の行使）		8, 400	8, 400
自己株式の取得	△333	△333	△333
当期純利益		137, 730	137, 730
当期変動額合計	△333	145, 796	145, 796
当期末残高	△333	847, 207	847, 207

個別注記表

(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産 定率法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりです。

建物附属設備 10～18年

工具器具備品 5～10年

- ② 無形固定資産 ソフトウェア（自社利用分）については、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(2) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

- ② 賞与引当金 従業員に対する賞与の支給に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。

(3) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

- 消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

固定資産の減価償却累計額

有形固定資産 2,192千円

3. 株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当事業年度の末日における発行済株式の総数
普通株式 1,266,700株
- (2) 当事業年度の末日における自己株式の数
普通株式 34株
- (3) 当事業年度の末日における新株予約権に関する事項
2013年7月17日 付与分
目的となる株式の種類 普通株式
目的となる株式の数 70,000株
新株予約権の残高 70個

4. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産（流動）

賞与引当金	1,630千円
未払事業税	3,334
貸倒引当金	1,153
その他	770
計	6,888

繰延税金資産（固定）

貸倒引当金	659
一括償却資産	115
ソフトウェア	9,433
その他	31
計	10,240
繰延税金資産小計	17,128
評価性引当額	—
繰延税金資産合計	17,128

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社は、資金調達について、必要な資金を金融機関からの借入により調達しており、運転資金及び少額の設備投資資金に関しては、原則として自己資金で賄う方針であります。また、資産運用について、一時的な余資を、安全性の高い金融資産で運用しています。

②金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は1年以内の支払期日であり、顧客の信用リスクに晒されております。

営業外債務である未払金は、1年以内の支払期日であり、資金調達に係る流動性リスクに晒されております。

③金融商品に係る管理体制

・信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、債権管理規程等に従い、営業債権について、営業部門であるマーケティンググループ及び経営管理グループが主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

・資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部門からの報告に基づき経営管理グループが月次で資金繰計画を作成・更新する等の方法により管理しています。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価は、市場価格に基づく価格のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価格が含まれています。当該価格の算定においては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価格が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。
なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1)現金及び預金	613,181	613,181	—
(2)売掛金	111,785		
貸倒引当金	△3,765		
	108,019	108,019	—
資産計	721,201	721,201	—
(3)未払金	47,849	47,849	—
負債計	47,849	47,849	—

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	2018年12月31日
差入保証金	15,587

※ 市場価格がなく、過去までの預託期間を算定することが困難であるため、「(2) 金融商品の時価等に関する事項」には含めておりません。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	613,181	—	—	—
売掛金	111,785	—	—	—
合計	724,966	—	—	—

6. 1株当たり情報に関する注記

	2018年12月31日
1株当たり純資産額	668.85円
1株当たり当期純利益	109.59円

7. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成31年2月28日

株式会社すららネット
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	柴谷 哲朗	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	石原 鉄也	㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社すららネットの平成30年1月1日から平成30年12月31日までの第11期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年1月1日から2018年12月31日までの第11期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査担当その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。なお、事業報告に記載のとおり、決算・財務報告プロセスに係る内部統制の整備及び運用状況が不十分であったため、財務報告に係る内部統制について開示すべき重要な不備があり有効ではありませんが、取締役はその改善方針を提示しており、また、当期の計算書類及びその附属明細書の適正性に影響は生じておりません。その他には、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。なお、会計監査人太陽有限責任監査法人から、事業報告に記載のとおり、財務報告に係る内部統制について開示すべき重要な不備があり有効ではないことを踏まえた上で、会計監査を行った旨の報告を受けております。

2019年3月6日

株式会社すららネット 監査役会

常勤監査役 神成 敦 ㊞

監査役 小林 洋光 ㊞

監査役 伊藤 章子 ㊞

(注) 監査役 神成敦、小林洋光及び伊藤章子は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 当社は、コーポレート・ガバナンスの更なる充実と、経営の公正性、透明性及び効率性を高めるため、監査等委員会設置会社に移行いたします。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行います。
- (2) 条文の新設及び削除に伴い、条数の変更等を行うものであります。なお、本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力が発生するものいたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
第1章 総則 第1条～第3条 (条文省略) 第4条 (機関) 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. 監査役 3. <u>監査役会</u> 4. <u>会計監査人</u> 第5条～第18条 (条文省略) 第4章 取締役および取締役会 第19条 (取締役の員数) 当社の取締役は10名以内とする。 (新設)	第1章 総則 第1条～第3条 (現行どおり) 第4条 (機関) 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. <u>監査等委員会</u> (削 除) 3. <u>会計監査人</u> 第5条～第18条 (現行どおり) 第4章 取締役および取締役会 第19条 (取締役の員数) 当社の取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) は10名以内とする。 2. <u>当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u>

現行定款	変更案
第20条（取締役の選任方法） 当社の取締役は、株主総会において選任する。 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 3 取締役の選任決議は累積投票によらないものとする。 第21条（取締役の任期） 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 増員または補欠として選任された取締役の任期は、<u>他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</u> （ 新設 ） （ 新設 ）	第20条（取締役の選任方法） 当社の取締役は、株主総会の決議において選任する。ただし、<u>監査等委員である取締役は、それ以外の取締役と区別して選任するものとする。</u> 2（現行どおり） 3（現行どおり） 第21条（取締役の任期） 取締役（<u>監査等委員である取締役を除く。</u>）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 3 <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u> 4 <u>補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u>

現行定款	変更案
第22条（代表取締役および役付取締役） 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 2 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。 第23条（取締役会の招集権者および議長） 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。 2 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。 （新設） 第24条（取締役会の招集通知） 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および監査役に対して発する。ただし、緊急を要する場合にはこの期間を短縮することができる。 2 取締役および監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。 （新設）	第22条（代表取締役および役付取締役） 取締役会は、その決議によって<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から</u>代表取締役を選定する。 2 取締役会は、その決議によって<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から</u>取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。 第23条（取締役会の招集権者および議長） （現行どおり） 2 （現行どおり） 3 <u>前2項にかかわらず、監査等委員会を選定する監査等委員は、取締役会を招集することができる。</u> 第24条（取締役会の招集通知） 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急を要する場合にはこの期間を短縮することができる。 2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。 第25条（重要な業務執行の決定の委任） <u>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u>

現行定款	変更案
第25条（取締役会の決議方法） 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。	第26条（取締役会の決議方法） （現行どおり）
第26条（取締役会決議の省略） 当会社は、会社法第370条の規定によって、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき、取締役（当該事項について議決権に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとする。ただし、<u>監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</u>	第27条（取締役会決議の省略） 当会社は、会社法第370条の規定によって、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき、取締役（当該事項について議決権に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとする。
第27条（取締役会の議事録） 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役が記名押印する。 （ 新設 ）	第28条（取締役会の議事録） 取締役会における議事については、法令に定めるところにより、議事録に記載または記録し、出席した取締役が記名押印を行う。
第28条～第29条（条文省略） 第5章 監査役および監査役会 （ 新設 ）	第29条（報酬等） <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。ただし、監査等委員である取締役の報酬等と、それ以外の取締役の報酬等とを区別して株主総会の決議により定めるものとする。</u>
第30条～第31条（現行どおり） 第5章 監査等委員会 （ 新設 ）	第30条～第31条（現行どおり） 第5章 監査等委員会 第32条（常勤の監査等委員） <u>監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。</u>

現行定款	変更案
(新設) (新設) (新設) (新設)	<u>第33条（監査等委員会の招集通知）</u> <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> 2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。 <u>第34条（監査等委員会の決議方法）</u> <u>監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u> <u>第35条（監査等委員会の議事録）</u> <u>監査等委員会の議事録は、法令に定めるところにより、記載または記録し、出席した監査等委員は、これに記名押印を行う。</u> <u>第36条（監査等委員会規則）</u> <u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u>
<u>第30条（監査役の定員等）</u> <u>当会社の監査役は、3名以上5名以内とする。</u> 2 監査役のうち、半数以上は社外監査役とする。 3 監査役会は、その決議により、常勤の監査役を選定する。 <u>第31条（監査役の選任方法）</u> <u>当会社の監査役は、株主総会において選任する。</u> 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	(削除) (削除)

現行定款	変更案
<u>第32条（監査役の任期）</u> <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> 2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	（ 削 除 ）
<u>第33条（監査役会の招集）</u> <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急その他の必要がある場合は、監査役全員の同意を得て、招集の手続を省略することができる。</u>	（ 削 除 ）
<u>第34条（監査役の責任免除）</u> <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> 2 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令で規定する額とする。</u>	（ 削 除 ）
<u>第35条（報酬）</u> <u>取締役ならびに監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、取締役の分と監査役の分とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u>	（ 削 除 ）
第6章 会計監査人 第36条～第37条（条文省略） 第38条（会計監査人の報酬等） <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u>	第6章 会計監査人 第37条～第38条（現行どおり） 第39条（会計監査人の報酬等） <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</u>
第7章 計算 第39条～第42条（条文省略）	第7章 計算 第40条～第43条（現行どおり）

現行定款	変更案
(新設)	附 則 <u>第1条（監査役の責任免除に関する経過措置）</u> 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、第11期定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行し、取締役全員4名は定款変更の効力が発生した時に任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名の選任をお願いするものであります。

本議案に係る決議の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」に係る定款変更の効力が発生することを条件として生じるものといたします。

取締役候補者（監査等委員である取締役を除く。）は次のとおりです。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当 社株式の数
1	ゆのかわ たかひこ 湯野川 孝彦 (昭和35年10月10日生)	昭和60年4月 株式会社日本エル・シー・エー (現 株式会社エル・シー・エーホールディングス)入社 平成11年12月 株式会社イデア・リンク代表取締役就任 平成14年5月 株式会社リンク総研常務取締役就任 平成15年4月 株式会社ベンチャー・リンク(現 株式会社C&I Holdings)入社 平成17年2月 株式会社カープスジャパン取締役就任 株式会社キャッチオン代表取締役就任 平成22年10月 当社代表取締役就任(現任)	234,000株
2	かきうち みき 柿内 美樹 (昭和47年9月7日生)	平成7年9月 株式会社語学春秋社入社 平成11年4月 株式会社水王舎取締役就任 平成17年12月 株式会社キャッチオン取締役就任 平成20年7月 株式会社ベンチャー・リンク(現 株式会社C&I Holdings)入社 平成20年8月 当社取締役就任(現任)	72,000株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当 社株式の数
3	さとう まさひろ 佐藤 昌宏 (昭和42年12月24日生) 新 任	平成4年4月 日本電信電話株式会社入社 平成14年4月 デジタルハリウッド株式会社 執行役員就任 平成16年12月 株式会社グローナビ代表取締 役就任(現任) 平成21年4月 デジタルハリウッド大学大学 院特任教授就任 平成23年3月 デジタルハリウッド大学大学 院専任教授就任(現任) 平成29年6月 一般社団法人教育イノベーシ ョン協議会代表理事就任(現 任)	—

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者佐藤昌宏氏は、社外取締役候補者であります。
3. 佐藤昌宏氏が原案どおり選任された場合、東京証券取引所が規定する独立役員となる予定です。
4. 佐藤昌宏氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏はこれまで総務省、内閣府などの委員、各種審査員等を務めてこられ、eラーニングやEdTech分野に関する国内、国外の豊富な経験と幅広い見識を有していることから、これらの経験を当社の経営に反映していただけることを期待できるものと判断したためであります。
5. 佐藤昌宏氏の選任が承認された場合、当社は佐藤昌宏氏との間で会社法第427条第1項に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案に係る決議の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」に係る定款変更の効力が発生することを条件として生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	こばやし ひろみつ 小林 洋光 (昭和49年8月1日生) 新任	平成14年9月 三菱化学株式会社入社 平成17年11月 アマゾンジャパン株式会社入社 平成19年4月 アミタ株式会社入社 平成21年10月 株式会社西栗倉・森の学校監査役就任(現任) 平成24年3月 株式会社トビムシ取締役就任(現任) 平成24年4月 レノボ・ジャパン株式会社入社 平成26年4月 当社監査役就任(現任) 平成28年1月 エリーパワー株式会社入社 平成28年9月 オイシックス株式会社 (現 オイシックス・ラ・大地株式会社)入社 平成29年9月 上海愛宜食食品貿易有限公司監事就任(現任) 平成30年2月 ユニリーバ・ジャパン・ホールディングス株式会社入社(現任) 平成30年9月 株式会社eumo監査役就任(現任)	—

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
2	ふじもと ともや 藤本 知哉 (昭和48年10月12日生) 新任	平成12年10月 弁護士登録、TMI総合法律事務所入所 平成13年9月 森綜合法律事務所入所(現 森・濱田松本法律事務所) 平成18年6月 Alschuler Grossman & Kahan 法律事務所出向 平成24年2月 ウォルト・ディズニー・ジャパン株式会社入社 平成25年12月 ブロード・キャスト・サテライト・ディズニー株式会社取締役就任 平成30年2月 潮見坂綜合法律事務所入所	—
3	かとう けい 加藤 慶 (昭和56年2月8日生) 新任	平成15年4月 株式会社ベンチャー・リンク(現 株式会社C&I Holdings)入社 平成19年12月 新日本監査法人(現 EY新日本有限責任監査法人)入所 平成30年1月 株式会社パネイル入社 平成30年4月 株式会社MAYAホールディングス取締役CFO管理本部長就任(現任)	—

(注) 1. 各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

2. 小林洋光氏、藤本知哉氏及び加藤慶氏は社外取締役候補者であります。
3. 小林洋光氏、藤本知哉氏及び加藤慶氏を社外取締役候補者とした理由は、株式公開会社等における監査役や公認会計士等としての豊富な経験を活かし、当社の監査に反映させていただきたいためであります。
4. 小林洋光氏、藤本知哉氏及び加藤慶氏の選任が承認された場合、当社は小林洋光氏、藤本知哉氏及び加藤慶氏との間で会社法第427条第1項に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
5. 当社は、小林洋光氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。また、藤本知哉氏、加藤慶氏は同取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、両氏の選任が承認された場合は、当社は両氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の設定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、現在の取締役の報酬枠に代えて、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を、年額54,000千円以内（うち社外取締役分1,200千円以内）とさせていただきたいと存じます。この金額は2018年3月28日開催の第10期定時株主総会においてご承認いただいた取締役の報酬限度額と同額です。また、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといいたしたいと存じます。なお、現在の取締役の員数は4名ですが、第1号議案「定款一部変更の件」及び第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は3名（うち社外取締役1名）となります。なお、本議案に係る決議の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」に係る定款変更の効力が発生することを条件として生じるものといいたします。

第5号議案 監査等委員である取締役の報酬等の設定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬等の額を、年額5,000千円以内とさせていただきたいと存じます。なお、第1号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」の効力が発生しますと、監査等委員である取締役の員数は3名となります。なお、本議案に係る決議の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」に係る定款変更の効力が発生することを条件として生じるものといたします。

以 上

This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

株主総会会場ご案内図

会 場

東京都千代田区大手町一丁目 9 番 7 号

大手町フィナンシャルシティ サウスタワー 3 階

＜会場に関するお問合せ＞

TEL：03－6225－2661



交 通

- 東京メトロ丸ノ内線「大手町」駅「A1出口」より地下直結
- 東京メトロ（半蔵門線、千代田線、東西線）「大手町」駅「E1出口」より連絡通路
- 都営地下鉄三田線「大手町」駅「E1出口」より連絡通路